

魚見地区用途地域変更等について

芦屋釜製作工房の建設に向け、魚見地区の一部を現行の「第二種住居地域」から「準工業地域」へ用途地域を変更する必要がある。

このため、用途地域の変更内容等について、説明するもの。

1. 変更内容

(1) 用途地域（資料 1、資料 1-2）

- ① 魚見地区の用途地域の一部を「第二種住居地域」から「準工業地域」へ変更
- ② 一部変更の範囲は、「芦屋釜の里の第二種住居地域」及び「都市計画道路正津ヶ浜山鹿線の道路中心線から魚見公園側に 50m」
- ③ 一部変更に伴う準工業地域の面積は「約 1.9ha」

(2) 地区計画（資料 2、資料 2-2、資料 2-3）

- ① 「地区計画の目標」は都市計画マスタープランとの整合を図るため、文言を修正
- ② 計画区域内に「第二種住居地域」と「準工業地域」が存在することとなるため、2 地区（「A 地区（第二種住居地域）」「B 地区（準工業地域）」）に区分し、利用方針等を記載
- ③ 「地区整備計画」の区域を芦屋釜製作工房建設予定用地等も含め拡大

2. 今後のスケジュール

資料 3 参照

3. その他

- 地区計画に関する条例の制定検討